



令和7年度 第4回
碧南市水道事業及び下水道事業審議会

適正な水道料金のあり方について

令和8年1月16日（金）

碧南市開発水道部水道課

目 次

1 前回までの審議会の内容について

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

3 従量料金の遞増度について

4 料金体系案について

5 次回審議事項について

1 前回までの審議会の内容について

1-1 振り返り（第1回、第2回）

◆ 第1回審議会（令和7年7月2日開催）

- ・ 昭和58年の見直しから40年以上改定がされていない
- ・ 給水人口の減少による料金収入の減少
- ・ 物価上昇や受水費の値上げによる経費負担の増加
- ・ 老朽管の更新や施設の長寿命化が必要

持続可能な水道経営
のため、**料金体系の
見直しが必要**と決定

◆ 第2回審議会（令和7年8月18日開催）

- ・ 令和8年度に約8千万円の赤字見込み
- ・ 料金改定時期は、最短で**令和9年2月**とする

1 前回までの審議会の内容について

1-2 振り返り（第3回）

◆ 第3回審議会（令和7年11月7日開催）

- 料金算定期間は**3年**
- 総括原価は**40.94億円**（料金回収率100%、資金残高6億円以上）
⇒料金改定率は**約24.3%**
- 基本料金と従量料金の収入割合
現状「3:7」→改定後「**4:6**」を目指す（経営の安定性を考慮）
- 水量区分は**変更しない**

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-1 本日の審議事項

① 基本料金収入と従量料金収入の割合をどうするのか？

② 従量料金の水量区分をどう分けるのか？

口径	基本料金 (円)	従量料金 (円) ※1m ³ あたり				
		~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101m ³ ~
13mm	600					
20mm	1,600	35	95	155		
25mm	2,600					
共用栓	600					
40mm	8,000					
50mm	14,000					
75mm	29,500					
100mm	50,000					
150mm	110,000					
200mm	177,000					
臨時栓	~25mm	3,500				
	40mm	上記各口径別				

③ 口径別基本料金単価をどう設定するか？

④ 従量料金の遅増度をどの程度とするか？(遅増度を設けるか？)

⑤ 用途別料金を設定するか

□ 本日の審議会は、③～⑤について審議を実施

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-2 審議事項③、審議事項⑤

① 基本料金収入と従量料金収入の割合をどうするのか？

② 従量料金の水量区分をどう分けるのか？

口径	基本料金 (円)	従量料金 (円) ※1m ³ あたり				
		~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101m ³ ~
13mm	600	35	95	155	180	205
20mm	1,600					
25mm	2,600					
共用栓	600					
40mm	8,000					
50mm	14,000					
75mm	29,500					
100mm	50,000					
150mm	110,000					
200mm	177,000					
臨時栓	~25mm	3,500				
	40mm	上記各口径別				

③ 口径別基本料金単価をどう設定するか？

④ 従量料金の遅増度をどの程度とするか？(遅増度を設けるか？)

⑤ 用途別料金を設定するか

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-3 口径別基本料金単価の比較

口径別基本料金(税抜)の西三河の他団体との比較

	碧南市	豊田市	岡崎市	刈谷市(※)	安城市(※)	西尾市	知立市(※)	みよし市	高浜市
口径13mm	600円	935円	571円	735円	690円	680円	672円	550円	550円
口径20mm	1,600円	1,035円	1,094円	1,140円	1,150円	1,150円	1,644円	1,000円	1,490円
口径25mm	2,600円	2,765円	1,599円	2,475円	2,880円	3,000円	3,000円	2,400円	3,040円
口径40mm	8,000円	4,815円	5,562円	9,930円	8,740円	8,900円	9,180円	7,000円	9,410円
口径50mm	14,000円	9,525円	14,037円	15,300円	14,030円	13,500円	13,596円	10,900円	13,820円
口径75mm	29,500円	14,155円	33,498円	36,960円	31,050円	31,200円	34,020円	24,600円	34,810円
口径100mm	50,000円	35,265円	82,037円	62,955円	57,500円	50,000円	57,120円	48,200円	
口径150mm	110,000円	70,775円	116,783円	135,120円		78,430円		94,400円	
口径200mm	177,000円	205,530円						124,100円	

(注)R7年12月時点の公表されている情報を基に作成しています

(※)刈谷市と安城市の基本料金はR8年4月から、知立市の基本料金は、R8年7月から適用される改定後の基本料金です

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-4 口径別基本料金単価の設定方法①

□ 水道料金算定要領に基づく口径別基本料金単価の設定

基本料金に配分される固定費を口径ごとに配賦する方法として、3つの理論的方法を検討し、それぞれの方法による基本料金単価を算定する

方法①：理論流量比（ウィリアム・ヘーゼン公式）による按分

配管内の水の流れを、配管の物理的特性及び摩擦による圧力損失によって、各口径ごとに関連付けた経験式による係数で按分する方法

（管路を通る間に摩擦により水の流れは弱くなる。各口径ごとに失われる力は変わるため、それを係数で表し、当該係数によって按分）

方法②：設定流量比による按分

①の理論流量比に地域の需要実態を乗じた係数で按分する方法

方法③：断面積比による按分

管の断面積(口径の円面積)の比による係数で按分する方法

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-5 口径別基本料金単価の設定方法②

理論的方法により算出した基本料金単価

口径	料金(税抜)						
	現行	方法①	現行から の改定率	方法②	現行から の改定率	方法③	現行から の改定率
13mm(共用栓含む)	600円	1,770円	295.0%	2,311円	385.2%	2,109円	351.5%
20mm	1,600円	4,297円	268.6%	3,134円	195.9%	4,217円	263.6%
25mm	2,600円	7,282円	280.0%	7,141円	274.7%	6,270円	241.2%
40mm	8,000円	23,695円	296.2%	28,278円	353.5%	15,166円	189.6%
50mm	14,000円	42,154円	301.1%	54,400円	388.6%	23,378円	167.0%
75mm	29,500円	121,382円	411.5%	212,357円	719.9%	51,892円	175.9%
100mm	50,000円	258,033円	516.1%	66,527円	133.1%	91,812円	183.6%
150mm	110,000円	748,452円	680.4%	137,985円	125.4%	205,869円	187.2%

□ 方法ごとに改定率が大きく異なることや口径別の改定幅が大きく異なるため、各口径の改定率の公平性と経営の安定性を考慮して検討することとします(詳細は第4章)

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-6 口径別基本料金単価の分析

口径別基本料金単価の分析結果

- 口径別基本料金単価について、現状の料金体系は、他団体の料金と比較して、**同程度である**
- 理論的方法により口径別基本料金単価を検討した場合、各方
法ごとに改定率及び改定幅が大きく異なる



各口径の改定率の公平性と経営の安定性を
考慮して検討することとする(第4章にて検討)

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-7 用途別料金の比較

用途区分の西三河の他団体との比較

自治体	用途区分	口径別(mm)
碧南市	一般用、臨時用	13、20、25、40、50、75、100、150、200
豊田市	区分なし	13、20、25、30、40、50、75、100、150、200
岡崎市	一般用、臨時用	13、20、25、40、50、75、100、150
刈谷市	一般用、臨時用、公衆浴場用	13、20、25、40、50、75、100、125、150
安城市	一般用、臨時用、(公衆浴場用)	13、20、25、40、50、75、100
西尾市	一般用、臨時用	13、20、25、40、50、75、100、150
知立市	一般用、臨時用	13、20、25、40、50、75、100
みよし市	一般用、臨時用	13、20、25、30、40、50、75、100、150、200
高浜市	一般用、臨時用	13、20、25、40、50、75

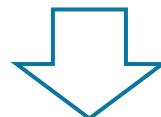
(注)R7年12月時点の公表されている情報を基に作成。安城市は、令和8年4月から「公衆浴場用」を廃止するとしています。 11

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-8 用途別料金の分析

用途別料金の分析結果

- 用途別料金は、主に生活用水の安定供給という考え方に基づき、水道の用途を生活用や業務・営業用などに分けて料金を変えるものだが、碧南市の場合、一般用、臨時用に分けている
- 他団体の例を参照しても、同様の区分である



用途別料金の設定は**変更しない**

2 口径別基本料金単価・用途別料金について

2-9 審議事項③、⑤のまとめ

□ 審議事項③（口径別基本料金単価）について

- ・ 西三河の他団体と比較した場合、**同程度**である
- ・ 水道料金算定要領に記載されている理論的な方法により算定すると、方法ごとに改定率や改定幅が大きく異なるため、**各口径の改定率の公平性と経営の安定性を考慮して再検討すること**とする（詳細は第4章）

□ 審議事項⑤（用途別料金）について

- ・ 西三河の他団体と比較した場合、他団体と同様の区分であり、**用途別料金の区分は現行から変更しないこと**とする

3 従量料金の遞増度について

3-1 審議事項④

① 基本料金収入と従量料金収入の割合をどうするのか？

② 従量料金の水量区分をどう分けるのか？

口径	基本料金 (円)	従量料金 (円) ※1m ³ あたり				
		~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101m ³ ~
13mm	600	35	95	155	180	205
20mm	1,600					
25mm	2,600					
共用栓	600					
40mm	8,000					
50mm	14,000					
75mm	29,500					
100mm	50,000					
150mm	110,000					
200mm	177,000					
臨時栓	~25mm	3,500				
	40mm	上記各口径別				

③ 口径別基本料金単価をどう設定するか？

④ 従量料金の遞増度をどの程度とするか？(遞増度を設けるか？)

⑤ 用途別料金を設定するか

3 従量料金の遞増度について

3-2 従量料金の遞増度について

「遞増制」とは、使用水量が多くなるほど高くなる単価を設定するもの
「遞増度」とは、遞増制における単価の上がる度合い

【遞増制導入の背景】

- 水道設備が整備しきれていない昭和30、40年代は、需要に供給が追いついていない状況であり、**多量使用を抑制するため**、遞増制が導入された

【遞増制導入の前提の崩壊】

- しかし水道設備の整備が進み、水資源も豊富になった現在は上記のような状況ではなく、**遞増制導入時の前提が当てはまらなくなっている**
- 従来のように多量使用の抑制を目的に、遞増制を採用しているケースがあるものの、水使用量は減少傾向にあり、**時代に合わなくなりつつある**(※)

※出典：総務省「公営企業の経営戦略の策定等に関する研究会」報告書 平成26年



本市においても、人口減少や節水機器の普及等により、遞増制による多量使用抑制の必要性は減少しており、**遞増度を見直す必要がある**

3 従量料金の遞増度について

3-3 従量料金の遞増度の現状

碧南市における現行料金体系の遞増度は以下のとおり

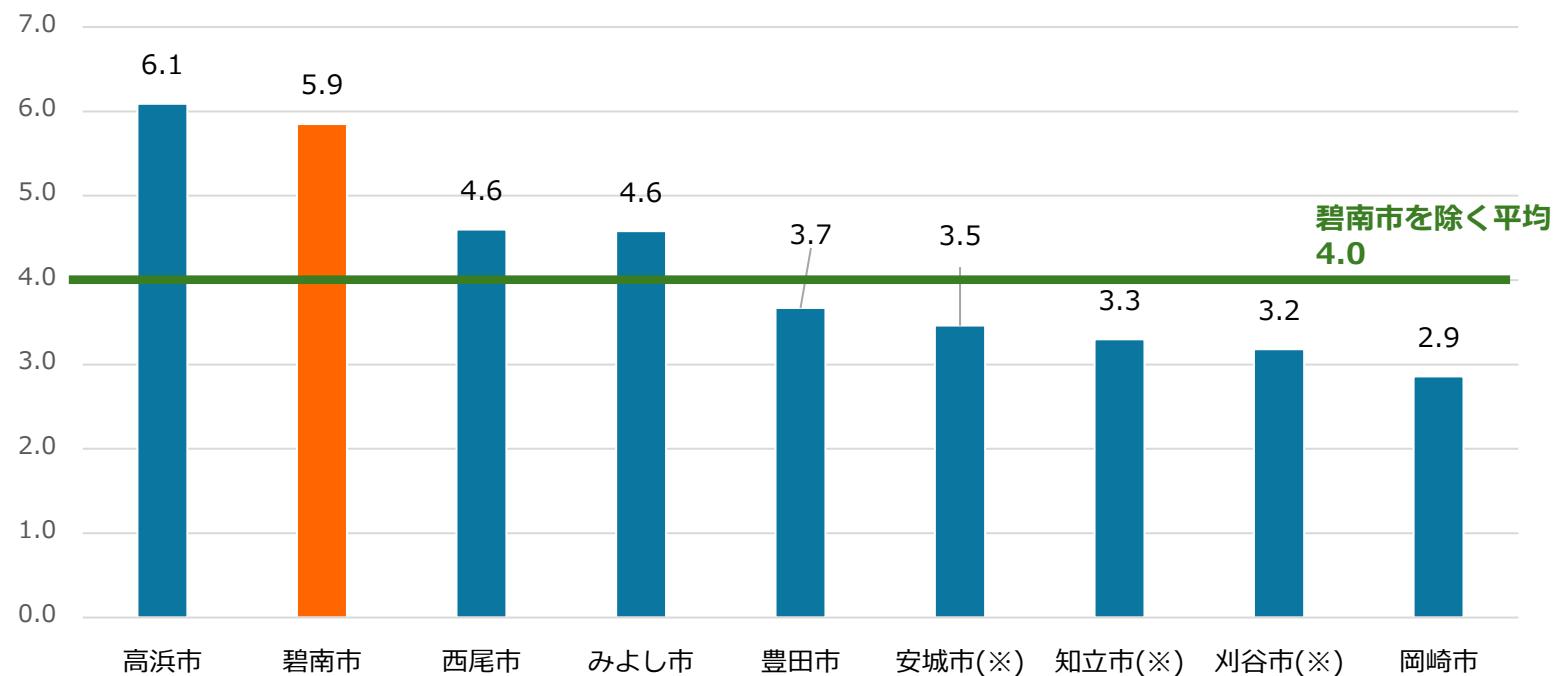
口径	基本料金(円)	従量料金(1m ³ 当たり)				
		1~10m ³	11~20m ³	21~50m ³	51~100m ³	101m ³ ~
13mm	600					
20mm	1,600	35円	95円	155円	180円	205円
25mm	2,600					
共用栓	600					
40mm	8,000		155円		180円	205円
50mm	14,000					
75mm	29,500					
100mm	50,000			205円		
150mm	110,000					
200mm	177,000					
臨時	25mm以下	3,500		350円		
	40mm以上	各口径別				

$$\text{最高料金単価} 205\text{円} \div \text{最低料金単価} 35\text{円} = \underline{\underline{5.9}}$$

3 従量料金の遞増度について

3-4 従量料金の遞増度の比較

従量料金の遞増度について西三河の他団体との比較を行った結果は以下のとおりで、碧南市は、**9団体中2番目に高い**



(注)R7年12月時点の公表されている情報を基に作成しています。

(※)刈谷市と安城市的遞増度はR8年4月から、知立市の遞増度は、R8年7月から適用される**改定後**の従量料金を基に算定しています。この改定により刈谷市と知立市は大きな変更がないが、安城市は4.2→3.5に遞増度が下がっている。

3 従量料金の遞増度について

3-5 審議事項④のまとめ

審議事項④（従量料金の遞増度）について

- 従量料金の遞増度は、西三河の他団体と比較した場合、碧南市の従量料金の遞増度は高い（9団体中2番目に高い）
- 水道料金算定要領において従量料金の均一料金制（遞増度=1）が原則だが、他団体において遞増度を1としている団体はなく、碧南市において従量料金を均一料金制とすることは少量利用者への影響が大きいものと考えられる



料金改定後の料金体系では、現状の従量料金の遞増度を下げる方向が妥当と考えられる。遞増制を維持することで、一般家庭への安価な料金設定を維持することができ、かつ遞増度を緩やかに下げることで、急激な価格の変化を抑えることができる

4 料金体系案について

4-1 水道料金体系案について

- これまでの検討結果を踏まえ、料金改定後の料金体系を以下の通り比較検討する

基本料金と従量料金の収入割合は4:6とすること
とし、以下3案を比較検討する

案①：基本料金、従量料金とも**定率**で改定

案②：基本料金、従量料金とも**定額**で改定

案③：基本料金は**定率**、従量料金は**定額**で改定

(注)従量料金を定率で改定すると、遅増度を下げることができないため、
基本料金を**定額**、従量料金を**定率**とする案については省略します。(詳細は案①)

4 料金体系案について

4-2 水道料金体系案①

□ 案①基本料金：定率、従量料金：定率の改定内容は以下のとおり

料金算定期間(R9～R11)における料金改定前の基本料金及び従量料金の推計

区分	R9	R10	R11	合計	構成比
基本料金	410,849,386円	399,151,783円	387,787,231円	1,197,788,400円	36.4%
従量料金	719,069,552円	698,596,379円	678,706,115円	2,096,372,046円	63.6%
合計	1,129,918,938円	1,097,748,162円	1,066,493,346円	3,294,160,446円	

料金算定期間(R9～R11)における料金改定後の基本料金及び従量料金の推計

区分	料金改定	合計	構成比
基本料金	約35%	1,661,616,000円	40.4%
従量料金	約17%	2,452,755,294円	59.6%
合計	124.90%	4,114,371,294円	

口径別基本料金
約35%の定率改定

従量料金
約17%の定率改定

4 料金体系案について

4-3 水道料金体系案① (基本料金)

□ 案①基本料金：定率、従量料金：定率の改定内容は以下のとおり

改定後料金体系表（基本料金）

※各口径の現行料金に35%を乗じたのちに、端数処理をしています

口径区分	現行料金	改定後料金	増加額	増加率
口径13mm	600円	900円	300円	50.0%
口径20mm	1,600円	2,100円	500円	31.3%
口径25mm	2,600円	3,500円	900円	34.6%
口径40mm	8,000円	11,000円	3,000円	37.5%
口径50mm	14,000円	19,000円	5,000円	35.7%
口径75mm	29,500円	40,000円	10,500円	35.6%
口径100mm	50,000円	68,000円	18,000円	36.0%
口径150mm	110,000円	150,000円	40,000円	36.3%
口径200mm	177,000円	240,000円	63,000円	35.6%
共用栓	600円	900円	300円	50.0%
臨時栓（～25mm）	3,500円	4,700円	1,200円	34.3%
臨時栓（40mm～）	上記各口径別	上記各口径別	—	

4 料金体系案について

4-4 水道料金体系案①（従量料金）

□ 案①基本料金：定率、従量料金：定率の改定内容は以下のとおり

改定後料金体系表（従量料金）

※各口径の現行料金に17%を乗じたのちに、端数処理をしています

口径区分	～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～	遜増度
口径13mm						
口径20mm	35円 ↓ 41円	95円 ↓ 111円	155円 ↓ 181円	180円 ↓ 211円	205円 ↓ 240円	5.9 ↓ 5.9
口径25mm						
共用栓						
口径40mm			155円 ↓ 181円			
口径50mm						
口径75mm					205円 ↓ 240円	
口径100mm						
口径150mm						
口径200mm						
臨時栓（～25mm）					350円 ↓ 410円	
臨時栓（40mm～）						

4 料金体系案について

4-5 水道料金体系案②

□ 案②基本料金：定額、従量料金：定額の改定内容は以下のとおり

料金算定期間(R9~R11)における料金改定前の基本料金及び従量料金の推計

区分	R9	R10	R11	合計	構成比
基本料金	410,849,386円	399,151,783円	387,787,231円	1,197,788,400円	36.4%
従量料金	719,069,552円	698,596,379円	678,706,115円	2,096,372,046円	63.6%
合計	1,129,918,938円	1,097,748,162円	1,066,493,346円	3,294,160,446円	

料金算定期間(R9~R11)における料金改定後の基本料金及び従量料金の推計

区分	料金改定	合計	構成比
基本料金	400円	1,648,239,600円	40.2%
従量料金	15円	2,451,514,596円	59.8%
合計	124.46%	4,099,754,196円	

口径別基本料金
一律400円の定額改定

従量料金
一律15円の定額改定

4 料金体系案について

4-6 水道料金体系案②（基本料金）

□ 案②基本料金：定額、従量料金：定額の改定内容は以下のとおり

改定後料金体系表（基本料金）

※各口径の現行料金に400円を加算しています

口径区分	現行料金	改定後料金	増加額	増加率
口径13mm	600円	1,000円	400円	66.7%
口径20mm	1,600円	2,000円		25.0%
口径25mm	2,600円	3,000円		15.4%
口径40mm	8,000円	8,400円		5.0%
口径50mm	14,000円	14,400円		2.9%
口径75mm	29,500円	29,900円		1.4%
口径100mm	50,000円	50,400円		0.8%
口径150mm	110,000円	110,400円		0.4%
口径200mm	177,000円	177,400円		0.2%
共用栓	600円	1,000円		66.7%
臨時栓（～25mm）	3,500円	3,900円		11.4%
臨時栓（40mm～）	上記各口径別	上記各口径別		—

4 料金体系案について

4-7 水道料金体系案②（従量料金）

□ 案②基本料金：定額、従量料金：定額の改定内容は以下のとおり

改定後料金体系表（従量料金）

※各口径の現行料金に15円を加算しています

口径区分	～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～	遡増度
口径13mm						
口径20mm	35円	95円	155円			
口径25mm	↓ 50円	↓ 110円	↓ 170円			
共用栓				180円 ↓ 195円	205円 ↓ 220円	
口径40mm			155円			5.9
口径50mm			↓ 170円			↓
口径75mm					205円	4.4
口径100mm					↓ 220円	
口径150mm						
口径200mm						
臨時栓（～25mm）					350円	
臨時栓（40mm～）					↓ 365円	

4 料金体系案について

4-8 水道料金体系案③

□ 案③基本料金：定率、従量料金：定額の改定内容は以下のとおり

料金算定期間(R9~R11)における料金改定前の基本料金及び従量料金の推計

区分	R9	R10	R11	合計	構成比
基本料金	410,849,386円	399,151,783円	387,787,231円	1,197,788,400円	36.4%
従量料金	719,069,552円	698,596,379円	678,706,115円	2,096,372,046円	63.6%
合計	1,129,918,938円	1,097,748,162円	1,066,493,346円	3,294,160,446円	

料金算定期間(R9~R11)における料金改定後の基本料金及び従量料金の推計

区分	料金改定	合計	構成比
基本料金	約35%	1,661,616,000円	40.4%
従量料金	15円	2,451,514,596円	59.6%
合計	124.86%	4,113,130,596円	

口径別基本料金
約35%の定率改定

従量料金
一律15円の定額改定

4 料金体系案について

4-9 水道料金体系案③（基本料金）

□ 案③基本料金：定率、従量料金：定額の改定内容は以下のとおり

改定後料金体系表（基本料金）

※各口径の現行料金に35%を乗じたのちに、端数処理をしています

口径区分	現行料金	改定後料金	増加額	増加率
口径13mm	600円	900円	300円	50.0%
口径20mm	1,600円	2,100円	500円	31.3%
口径25mm	2,600円	3,500円	900円	34.6%
口径40mm	8,000円	11,000円	3,000円	37.5%
口径50mm	14,000円	19,000円	5,000円	35.7%
口径75mm	29,500円	40,000円	10,500円	35.6%
口径100mm	50,000円	68,000円	18,000円	36.0%
口径150mm	110,000円	150,000円	40,000円	36.3%
口径200mm	177,000円	240,000円	63,000円	35.6%
共用栓	600円	900円	300円	50.0%
臨時栓（～25mm）	3,500円	4,700円	1,200円	34.3%
臨時栓（40mm～）	上記各口径別	上記各口径別	—	

4 料金体系案について

4-10 水道料金体系案③（従量料金）

□ 案③基本料金：定率、従量料金：定額の改定内容は以下のとおり

改定後料金体系表（従量料金）

※各口径の現行料金に15円を加算しています

口径区分	～10m ³	11～20m ³	21～50m ³	51～100m ³	101m ³ ～	遡増度
口径13mm						
口径20mm	35円	95円	155円			
口径25mm	↓ 50円	↓ 110円	↓ 170円			
共用栓				180円 ↓ 195円	205円 ↓ 220円	
口径40mm			155円			5.9
口径50mm			↓ 170円			↓ 4.4
口径75mm					205円	
口径100mm					↓ 220円	
口径150mm						
口径200mm						
臨時栓（～25mm）					350円	
臨時栓（40mm～）					↓ 365円	

4 料金体系案について

4-11 水道料金体系案（比較）

		各案の特徴
案① 基本料金：定率 で改定 従量料金：定率		<ul style="list-style-type: none">基本料金は口径ごとに現状の負担割合を維持することができる従量料金の遞増度を引き下げることができない⇒少量利用者と多量利用者の間の負担格差が緩和されない
案② 基本料金：定額 で改定 従量料金：定額		<ul style="list-style-type: none">基本料金は小口径の負担割合が増え、大口径の負担割合が減る⇒家庭向けとなる小口径かつ少量利用者への負担が大きくなる従量料金は遞増度を引き下げることができる
案③ 基本料金：定率 で改定 従量料金：定額		<ul style="list-style-type: none">基本料金は口径ごとに現状の負担割合を維持することができる従量料金は遞増度を引き下げることができる⇒使用水量の多寡による差を是正しつつ、一般家庭への急激な価格の変化を抑えることができる

4 料金体系案について

4-12 水道料金体系案①（影響額）

- 現行と案①～③の場合における、水道料金の値上げ幅の例示（税込）

案①：基本料金：定率、従量料金：定率の改定の場合

口径	平均使用量 (1カ月分)	現行料金 (2ヶ月分)	改定後 (2ヶ月分)	値上げ幅	増加率
13mm	20m ³	4,180円	5,324円	1,144円	27.4%
20mm	20m ³	6,380円	7,964円	1,584円	24.8%
25mm	50m ³	18,810円	22,990円	4,180円	22.2%
40mm	210m ³	104,060円	125,400円	21,340円	20.5%
50mm	470m ³	234,520円	280,280円	45,760円	19.5%
75mm	1,770m ³	863,170円	1,022,560円	159,390円	18.5%

4 料金体系案について

4-14 水道料金体系案②（影響額）

- 現行と案①～③の場合における、水道料金の値上げ幅の例示（税込）

案②：基本料金：定額、従量料金：定額の改定の場合

口径	平均使用量 (1カ月分)	現行料金 (2ヶ月分)	改定後 (2ヶ月分)	値上げ幅	増加率
13mm	20m ³	4,180円	5,720円	1,540円	36.8%
20mm	20m ³	6,380円	7,920円	1,540円	24.1%
25mm	50m ³	18,810円	21,340円	2,530円	13.5%
40mm	210m ³	104,060円	111,870円	7,810円	7.5%
50mm	470m ³	234,520円	250,910円	16,390円	7.0%
75mm	1,770m ³	863,170円	922,460円	59,290円	6.9%

4 料金体系案について

4-16 水道料金体系案③（影響額）

- 現行と案①～③の場合における、水道料金の値上げ幅の例示（税込）

案③：基本料金：定率、従量料金：定額の改定の場合

口径	平均使用量 (1カ月分)	現行料金 (2ヶ月分)	改定後 (2ヶ月分)	値上げ幅	増加率
13mm	20m ³	4,180円	5,500円	1,320円	31.6%
20mm	20m ³	6,380円	8,140円	1,760円	27.6%
25mm	50m ³	18,810円	22,440円	3,630円	19.3%
40mm	210m ³	104,060円	117,590円	13,530円	13.0%
50mm	470m ³	234,520円	261,030円	26,510円	11.3%
75mm	1,770m ³	863,170円	944,680円	81,510円	9.4%

4 料金体系案について

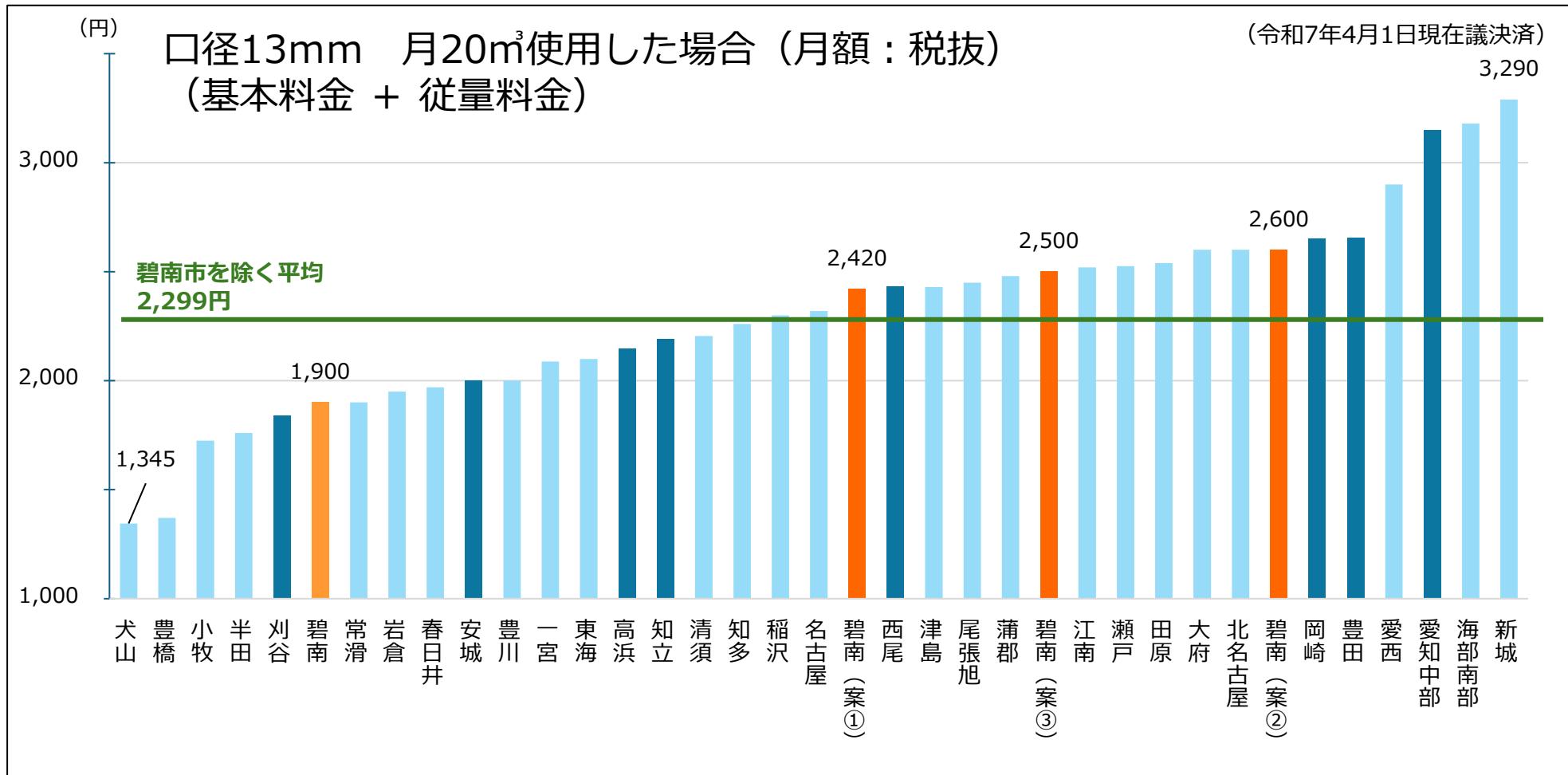
4-18 水道料金体系案（影響額）

□ 水道料金の値上げ幅の例示のまとめ

口径	使用量	案①		案②		案③	
		値上げ幅	増加率	値上げ幅	増加率	値上げ幅	増加率
13mm	20m ³	1,144円	27.4%	1,540円	36.8%	1,320円	31.6%
20mm	20m ³	1,584円	24.8%	1,540円	24.1%	1,760円	27.6%
25mm	50m ³	4,180円	22.2%	2,530円	13.5%	3,630円	19.3%
40mm	210m ³	21,340円	20.5%	7,810円	7.5%	13,530円	13.0%
50mm	470m ³	45,760円	19.5%	16,390円	7.0%	26,510円	11.3%
75mm	1770m ³	159,390円	18.5%	59,290円	6.9%	81,510円	9.4%
影響まとめ		基本料金と従量料金を共に定率にて改定を実施したため、他案に比べ各口径の増加率が他案に比べて均等である		基本料金と従量料金を共に定額にて改定を実施したため、口径が大きくなるに従い、影響が小さくなる		20mm以外は案①と案②の間に収まっている	

4 料金体系案について

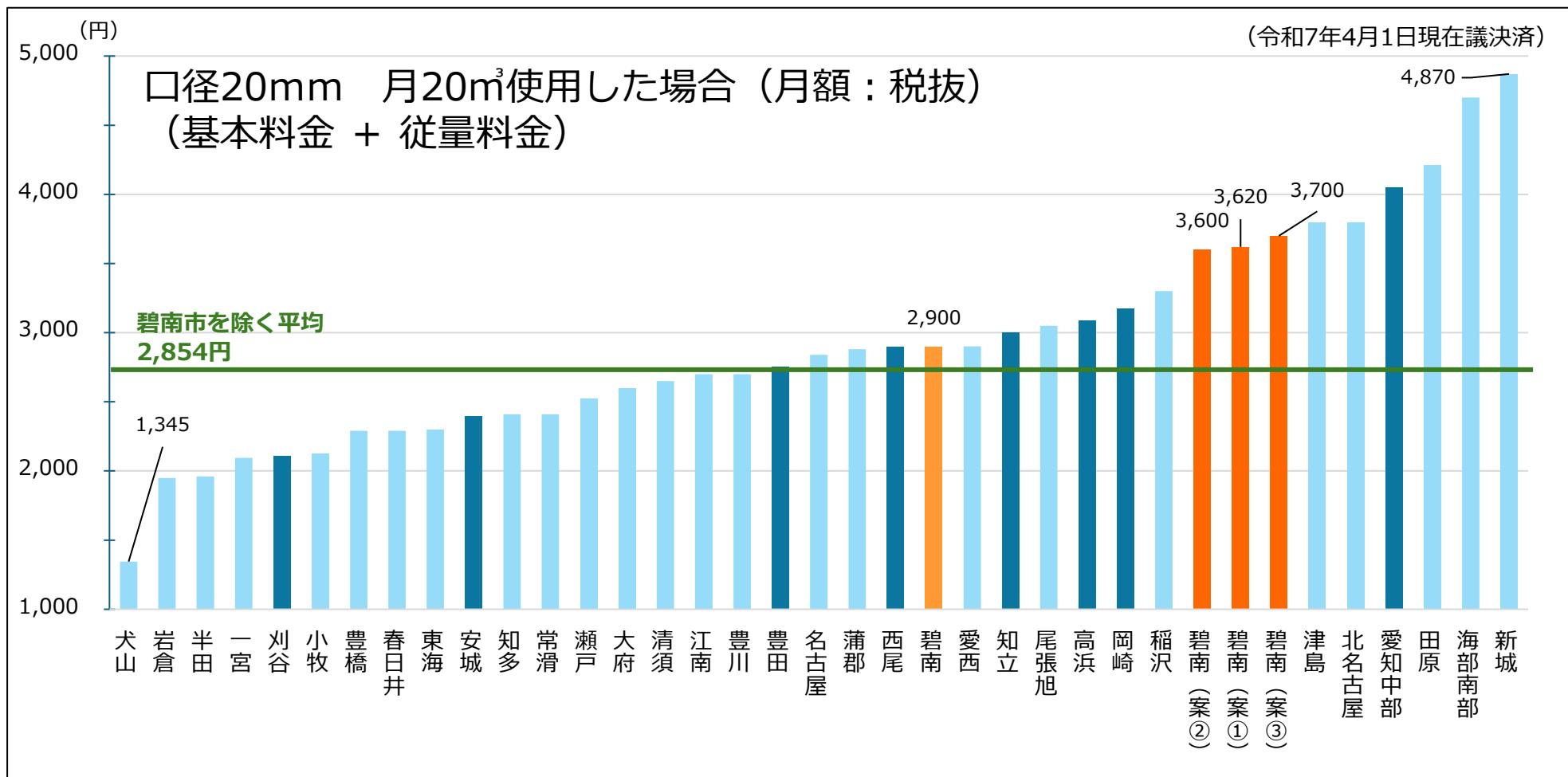
4-20 県内事業体との比較（口径13mm水道料金）



□ 碧南市は、料金改定後に平均を上回り、上位50%内に入る

4 料金体系案について

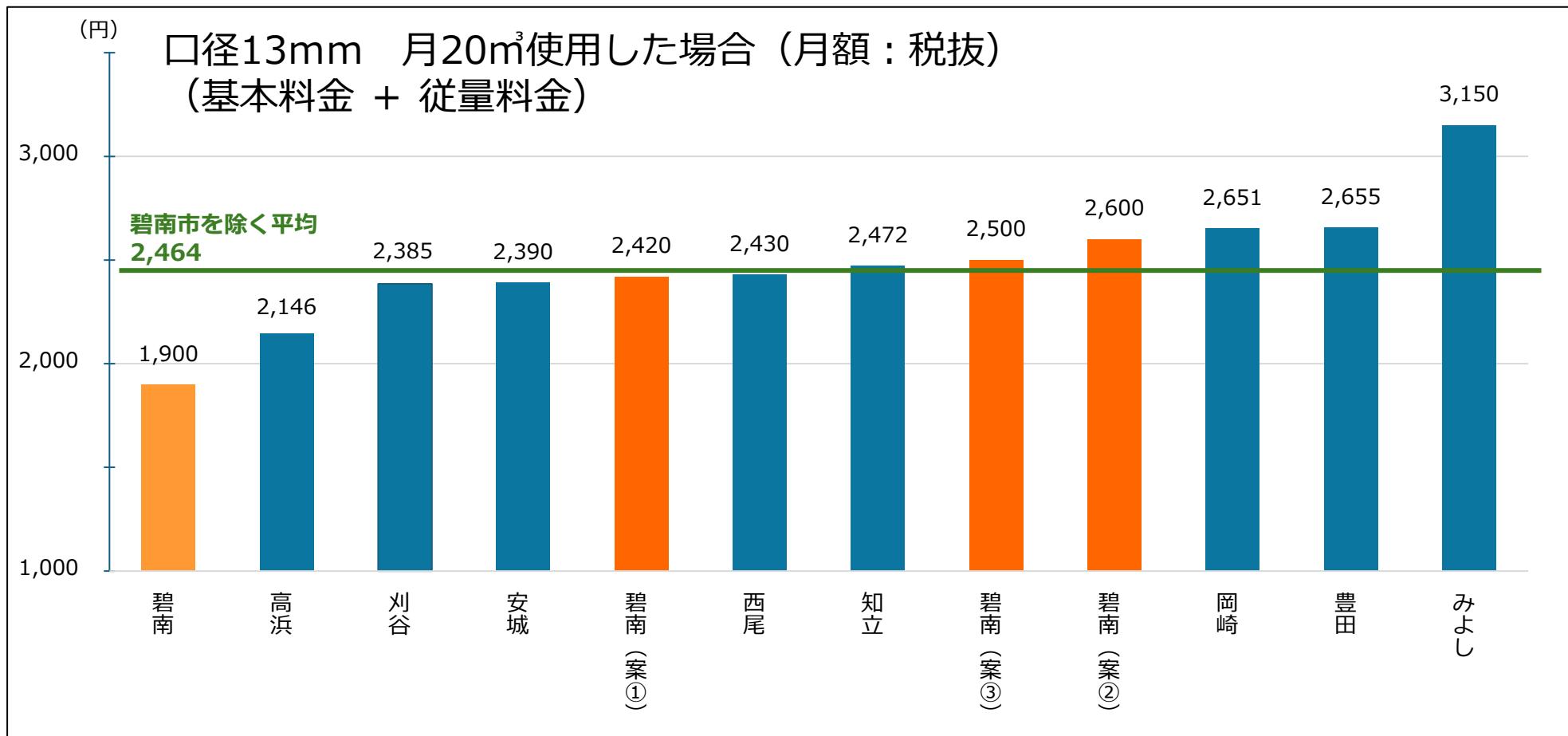
4-21 県内事業体との比較（口径20mm水道料金）



□ 碧南市は、料金改定後、上位10団体に入る

4 料金体系案について

4-22 西三河事業体との比較（口径13mm水道料金）



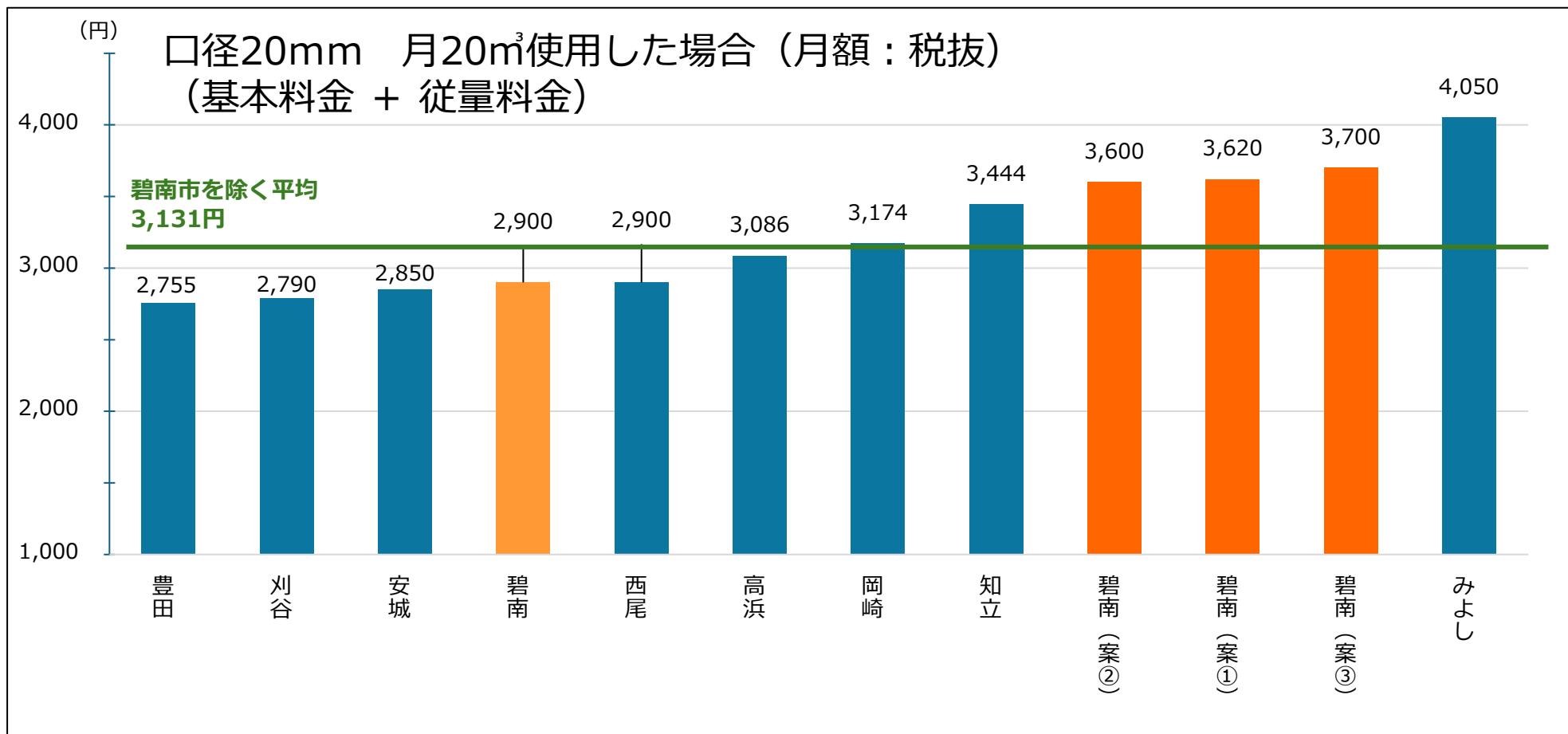
□ 碧南市は、料金改定後、中位に位置することとなる

(注)R7年12月時点の公表されている情報を基に作成しています。

(※)刈谷市と安城市の料金はR8年4月から、知立市の料金はR8年7月から適用される改定後の料金です。

4 料金体系案について

4-23 西三河事業体との比較（口径20mm水道料金）



□ 碧南市は、料金改定後、平均を上回り、上位に位置することとなる。

(注)R7年12月時点の公表されている情報を基に作成しています。

(※)刈谷市と安城市的料金はR8年4月から、知立市の料金はR8年7月から適用される改定後の料金です。

4 料金体系案について

4-24 ご審議いただく内容

事務局案

今後、人口減少等を背景として水の使用量が減少していく中においても安全・安心な水を供給していくため、基本料金と従量料金の収入割合を「4:6」とすることで、経営の安定化を図りつつ、各口径間の改定率を公平にし、また、遅増度を下げながらも「一般家庭への安価な料金設定の維持を図ることと「急激な価格の変化を抑える」ことが可能な案③が最適であると考える

料金算定期間	令和9年度から令和11年度まで（3年間）
料金改定率	平均改定率 約24.3%
基本料金	+約35%の定率改定
従量料金	一律+15円の定額改定

5 次回審議事項について

5-1 次回審議事項（内容）

本日ご審議いただいた料金体系や、これまでご審議いただいた内容を踏まえ、本審議会への諮問事項「適正な水道料金のあり方」について本審議会での答申案をご審議いただきます

次回の審議について

審議会	日付	内容(案)
第1回	令和7年7月2日(水)	(1) 碧南市水道事業の概要 (2) 水道料金体系の仕組み (3) 水道事業の経営状況 (4) 水道料金改定の検討方針
第2回	令和7年8月18日(月) 午前10時から 市役所7階 第1委員会室	(1) 前回の審議会の内容について (2) 碧南市の現状分析・将来推計 (3) 改定率について(総論)
第3回	令和7年11月7日(金) 午後1時30分から 市役所7階 第1委員会室	(1) 前回の審議会の内容について (2) 今後必要となる投資について (3) 料金体系の方針について(①基本料金と従量料金の収入割合②基本水量③水量区分の検討)
第4回 (本日)	令和8年1月16日(金) 午後1時30分から 市役所2階 談話室2	(1) 前回の審議会の内容について (2) 料金体系案について (④口径別基本料金単価⑤従量料金の遞増度⑥用途別料金の検討、料金体系案パターン提示)
第5回	令和8年3月24日(火) 午前10時30分から 市役所2階 談話室2	(1) これまでの審議会の内容について (2) 答申案について